

一宮監公表第7号

平成30年 2月28日

一宮市監査委員 佐藤 章 次

一宮市監査委員 岸 澤 修

一宮市監査委員 則 竹 安 郎

一宮市監査委員 竹 山 聡

#### こども部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、こども部の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# こども部の定期監査及び行政監査結果報告

## 1 監査対象

こども部（保育課（市立保育園を含む））の財務事務、行政事務、保育事業運営及び施設の管理状況

（監査対象の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで）

## 2 監査場所

監査事務局、保育課及び監査対象各保育園

## 3 監査対象保育園

大志、一色、葉栗、瀬時、浅井、北方西、大和東、大和北、今伊勢南、奥町西、中島、籠屋、朝日西、門間、玉ノ井、里小牧、黒田西

（市立保育園 53 園中 17 園）

## 4 実施年月日

平成 30 年 1 月 9 日から平成 30 年 2 月 23 日まで

## 5 監査方法

- （1）書類の審査
- （2）資料に基づく説明の聴取
- （3）施設の現況調査

## 6 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの間における財務事務、行政事務、保育に関する事務、保育業務の執行状況並びに施設、備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、こども部長、次長及び保育課長、各保育園長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行、保育業務については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品の管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、後述のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

組織及び事務分掌は、平成 29 年 10 月 31 日現在のものを掲載した。

予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。ただし、臨時職員に係る共済費は計上した。

監査対象各保育園における保育の現況は、平成 29 年 11 月 1 日現在のものを掲載した。

市立保育園における負担金等の収入状況は、平成 29 年 10 月分までの現年度分調定額及びそれに対する平成 29 年 11 月 8 日現在の収入未済額を掲載した。

◎ 保育課

1 組織及び事務分掌

| 組 織              |                     | 事 務 分 掌                                 |
|------------------|---------------------|---|
| 課<br>長<br>1<br>名 | 保育・指導グループ<br>9名     | ○保育事業の運営指導に関する事務<br>○公立保育園の管理及び運営に関する事務 |
|                  | 専任課長 1名             | ○私立保育園、私立幼稚園及び認定こども園の運営に関する事務           |
|                  | 指導保育士 5名            |   |
|                  | 課長補佐 2名             | ○地域型保育事業の認可及び運営指導に関する事務                 |
|                  | 栄養士 1名              | ○母子通園施設（すぎの子教室及びたけのこ園に限る。）の管理及び運営に関する事務 |
|                  | 入所・施設管理<br>グループ 18名 | ○所管する社会福祉法人の設立認可及び指導監督に関する事務            |
|                  | 専任課長 1名             | ○子ども・子育て会議に関する事務                        |
|                  | 課長補佐 3名             |   |
|                  | 主査 2名               |   |
|                  | 主任 3名               |   |
| 主事 5名            |                     |   |
| 書記 1名            |                     |   |
| 嘱託 3名            |                     |   |
| 計 28名            |                     |   |

2 予算執行状況（保育園を含む）

歳 入

| 区分<br>科目                  | 予算現額<br>(A)        | 調定額<br>(B)       | 収入済額<br>(C)      | 不納<br>欠損額<br>(D) | 収入<br>未済額<br>(E) | 予算<br>執行率<br>$\frac{(B)}{(A)}$ | 収入率<br>$\frac{(C)}{(B)}$ |
|---------------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 11・1・1<br>民生費負担金          | 円<br>1,601,386,000 | 円<br>995,395,538 | 円<br>812,249,773 | 円<br>0           | 円<br>183,192,065 | %<br>62.2                      | %<br>81.6                |
| 12・1・2<br>民生使用料           | 2,233,000          | 749,543          | 743,729          | 0                | 5,814            | 33.6                           | 99.2                     |
| 13・1・1<br>民生費<br>国庫負担金    | 646,397,000        | 335,302,833      | 0                | 0                | 335,302,833      | 51.9                           | 0.0                      |
| 13・2・2<br>民生費<br>国庫補助金    | 197,578,000        | 0                | 0                | 0                | 0                | 0.0                            | —                        |
| 14・1・1<br>民生費<br>県負担金     | 323,196,000        | 167,651,417      | 0                | 0                | 167,651,417      | 51.9                           | 0.0                      |
| 14・2・2<br>民生費<br>県補助金     | 122,392,000        | 0                | 0                | 0                | 0                | 0.0                            | —                        |
| 15・1・1<br>財産貸付収入          | 25,000             | 0                | 0                | 0                | 0                | 0.0                            | —                        |
| 19・6・4<br>保育園収入           | 93,437,000         | 50,531,381       | 45,174,754       | 0                | 5,356,627        | 54.1                           | 89.4                     |
| 19・6・7<br>障害児母子<br>通園施設収入 | 30,136,000         | 7,370,262        | 7,370,262        | 0                | 0                | 24.5                           | 100.0                    |
| 19・6・8<br>雑 入             | 22,249,000         | 10,179,372       | 9,781,472        | 0                | 397,900          | 45.8                           | 96.1                     |
| 計                         | 3,039,029,000      | 1,567,180,346    | 875,319,990      | 0                | 691,906,656      | 51.6                           | 55.9                     |

歳 出

| 区分<br>科目                        | 予算現額<br>(A)        | 支出負担<br>行為済額<br>(B) | 支出済額<br>(C)        | 予算執行率             |                   |
|---------------------------------|--------------------|---------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                                 |                    |                     |                    | $\frac{(B)}{(A)}$ | $\frac{(C)}{(A)}$ |
| 3・3・4<br>保 育 園 費                | 円<br>5,212,448,000 | 円<br>2,673,360,045  | 円<br>2,455,836,817 | %<br>51.3         | %<br>47.1         |
| 3・3・7<br>幼 稚 園 費                | 571,450,000        | 491,092,433         | 28,059,853         | 85.9              | 4.9               |
| 3・3・8<br>障 害 児 母 子<br>通 園 施 設 費 | 24,190,000         | 11,971,252          | 11,090,906         | 49.5              | 45.8              |
| 計                               | 5,808,088,000      | 3,176,423,730       | 2,494,987,576      | 54.7              | 43.0              |

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

○ 保育課

[留意事項]

- (1) 公立保育園の延長保育に関する事務において、利用料の額を決定したときは、延長保育利用料決定通知書兼利用料納入通知書により保護者に通知しているが、一宮市会計に関する規則第5条第2項で、納入通知書には、所属年度、歳入科目、金額、納入義務者、納付期限及び納付場所を記入しなければならないと定められているにもかかわらず、歳入の所属年度、歳入科目及び納付場所が記載されていなかった。納入通知書には必要事項を漏れなく記載されたい。
- (2) 病児・病後児保育事業のうち社会医療法人等に委託している保育施設については、利用料の収納事務も委託しているが、私人への収納事務の委託に係る告示文において、児童福祉法第56条第3項と記載すべき根拠法令を、地方自治法施行令第158条第1項と誤記していた。当該利用料の私人への収納委託は公金の収納の例外に当たるものであり、その妥当性を明確にするため、正しい根拠法令を明記し適正な事務処理を行われたい。
- (3) 公立保育園の園児健康診断等の医師への委嘱について、決裁は採られているものの、依頼する職務内容や謝礼の根拠となる算出方法が記載されておらず不明瞭となっていた。依頼した職務が履行されたかどうか、報償費の支出

が適正であるかどうかを確認するための前提となるものであるため、決裁に謝礼の根拠等についても記載し、決裁権者の承認が得られたことを明確にされたい。

(4) 公印の管守について、公印カードの公印管守記録が更新されていなかったため、必要事項を記載し、公印の管守には万全を期されたい。

(5) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 浄化槽保守点検業務に関する委託契約において、一部の業務実施回数について仕様書の中で整合性が取れていなかった。必要な業務が確実に履行されるよう記載内容を整理するとともに、契約書等の作成にあたっては内容確認を徹底されたい。また、契約金額の算出根拠となっている業務実施回数が、必要な回数と異なっているのであれば、契約金額を見直し、変更契約をされたい。

イ 給食用昇降機保守委託契約始め 21 契約において、契約書に、一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。また、同契約始め 19 契約において、秘密の保持に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託や情報の漏洩を防止するため、契約書において必要な規定を整備されたい。

ウ 一宮市立保育園園舎窓ガラス清掃作業請負契約始め 2 契約において、決裁権者により予定価格書は作成されていたものの、担当職員により封印されていた。予定価格書の封印は、一宮市契約規則第 43 条第 1 項に基づき予定価格を作成する者により行われたい。

エ 一宮市立保育園給食調理業務委託に係る 4 契約において、仕様書で定期健康診断を年 1 回以上実施することを定めており、「保育所における調理業務の委託について(平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知)」で、施設の行う業務として、受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認することとされているが、確認されていなかった。給食の安全確保と衛生管理を徹底するため、契約の相手方が実施した給食業務従事者の定期健康診断の実施状況及び結果を確認されたい。

オ 一宮市立保育園給食調理業務委託契約始め 6 契約において、契約書等で定めている一部の提出物が提出されていなかった。また、給食用昇降機保守委託契約始め 18 契約において、契約書等に基づき提出された全ての報告書類について決裁が採られていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく

提出するよう契約の相手方を指導するとともに、受領した提出物は決裁を採り、業務が的確に遂行されているか内容を確認されたい。

- (6) 大志保育園始め 10 園において、給食用昇降機保守委託の業務実施に係る報告書が保育園には提出されていたものの、一部の報告書が保育課へ送付されておらず、業務の履行状況を保育課で確認できない状態であった。受領した報告書は保育課で決裁を採り、履行状況を漏れなく確認するよう徹底されたい。

## ○ 市立保育園

### [留意事項]

- (1) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律で規定されている第一種特定製品に該当する業務用冷凍冷蔵庫を設置している保育園のうち 1 園において、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年 12 月 10 日経済産業省、環境省告示第 13 号）」で、第一種特定製品の管理者は、3 月に 1 回以上、管理第一種特定製品について簡易な点検を行うことと定められているにもかかわらず、年度当初に 1 回点検が行われていただけであった。フロン類の漏えいを早期に発見するため行うものであるため、漏れなく点検を行われたい。
- (2) 夏期については熱中症の危険度の予測の目安にするため熱中症指数（WBGT）を毎日数回測定し、熱中症指数記録表に記録しているが、1 園で記録漏れが散見された。熱中症を予防するため、漏れなく測定し記録されたい。

保 育 現 況 調

平成29年11月1日現在

| 区分<br>園名 | 開園年月日       | 敷地・建物の現況                          |  | 園児の現況                 |            |           |            |          |         |         |         |         |         | 組数     | 職員の現況                      |               |         | 平成29年4月1日現在の入園児数 |      |
|----------|-------------|-----------------------------------|--|-----------------------|------------|-----------|------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|----------------------------|---------------|---------|------------------|------|
|          |             | 敷地<br>( )内は<br>借地再掲               | 建物<br>鉄筋コンクリート<br>木造別記入                      | 定員<br>( )内は<br>乳児定員再掲 | 在籍園児数      |           |            | 保育区分別園児数 |         |         |         |         |         |        | ( )内は臨時職員再掲<br>《 》内は嘱託職員再掲 | 保育士           | 調理員     |                  | 最低基準 |
|          |             |                                   |  |                       | 男          | 女         | 計          | 5歳児      | 4歳児     | 3歳児     | 2歳児     | 1歳児     | 0歳児     |        |                            |               |         |                  |      |
| 大志保育園    | 昭和31年3月31日  | 1,476.38 <sup>m<sup>2</sup></sup> | 鉄筋コンクリート造<br>963.59 <sup>m<sup>2</sup></sup> | (45)<br>150           | (4)<br>67  | (1)<br>66 | (5)<br>133 | 人<br>33  | 人<br>32 | 人<br>23 | 人<br>25 | 人<br>12 | 人<br>8  | 組<br>5 | 人<br>(13)<br>25            | 人<br>(1)<br>3 | 人<br>12 | 人<br>135         |      |
| 一色保育園    | 昭和38年4月1日   | 1,325.61<br>(239.01)              | 鉄筋コンクリート造<br>812.63                          | (28)<br>100           | (11)<br>51 | (1)<br>34 | (12)<br>85 | 人<br>16  | 人<br>20 | 人<br>21 | 人<br>13 | 人<br>7  | 人<br>8  | 組<br>5 | 人<br>(10)<br>20            | 委託            | 人<br>8  | 人<br>74          |      |
| 葉栗保育園    | 昭和23年4月1日   | 2,374.87                          | 鉄筋コンクリート造<br>1,009.80                        | ( )<br>100            | (3)<br>49  | (1)<br>34 | (4)<br>83  | 人<br>28  | 人<br>30 | 人<br>25 | -       | -       | -       | 組<br>4 | 人<br>8                     | 委託            | 人<br>3  | 人<br>79          |      |
| 瀬時保育園    | 昭和30年4月30日  | 2,998.65                          | 鉄筋コンクリート造<br>1,074.17                        | (52)<br>190           | (6)<br>93  | ( )<br>72 | (6)<br>165 | 人<br>47  | 人<br>35 | 人<br>34 | 人<br>27 | 人<br>17 | 人<br>5  | 組<br>9 | 人<br>(13)<br>26            | 委託            | 人<br>13 | 人<br>157         |      |
| 浅井保育園    | 昭和24年4月5日   | 1,896.35                          | 鉄筋コンクリート造<br>893.78                          | (38)<br>150           | (1)<br>61  | ( )<br>68 | (1)<br>129 | 人<br>25  | 人<br>31 | 人<br>36 | 人<br>15 | 人<br>16 | 人<br>5  | 組<br>7 | 人<br>(14)<br>23            | 人<br>(1)<br>3 | 人<br>11 | 人<br>122         |      |
| 北方西保育園   | 昭和28年12月9日  | 1,357.87                          | 鉄筋コンクリート・鉄骨造<br>627.13                       | (29)<br>80            | (1)<br>29  | (1)<br>32 | (2)<br>61  | 人<br>15  | 人<br>10 | 人<br>15 | 人<br>7  | 人<br>8  | 人<br>6  | 組<br>5 | 人<br>(7)<br>14             | 人<br>(1)<br>3 | 人<br>6  | 人<br>52          |      |
| 大和東保育園   | 昭和37年12月1日  | 2,014.55                          | 鉄筋コンクリート造<br>975.66                          | (29)<br>160           | (7)<br>81  | ( )<br>68 | (7)<br>149 | 人<br>37  | 人<br>43 | 人<br>40 | 人<br>18 | 人<br>9  | 人<br>2  | 組<br>7 | 人<br>(11)<br>24            | 委託            | 人<br>10 | 人<br>152         |      |
| 大和北保育園   | 昭和44年1月1日   | 1,519.33                          | 鉄骨造<br>506.77                                | (14)<br>60            | (2)<br>26  | ( )<br>16 | (2)<br>42  | 人<br>9   | 人<br>9  | 人<br>9  | 人<br>8  | 人<br>6  | 人<br>1  | 組<br>3 | 人<br>(5)<br>10             | 人<br>(1)<br>3 | 人<br>4  | 人<br>42          |      |
| 今伊勢南保育園  | 昭和28年5月6日   | 2,500.25                          | 鉄筋コンクリート造<br>1,192.13                        | (55)<br>200           | (5)<br>98  | (1)<br>81 | (6)<br>179 | 人<br>43  | 人<br>41 | 人<br>43 | 人<br>21 | 人<br>23 | 人<br>8  | 組<br>8 | 人<br>(19)<br>35            | 委託            | 人<br>15 | 人<br>179         |      |
| 奥町西保育園   | 昭和27年12月3日  | 3,074.36                          | 鉄筋コンクリート造<br>926.40                          | ( )<br>60             | (3)<br>17  | ( )<br>19 | (3)<br>36  | 人<br>9   | 人<br>18 | 人<br>9  | -       | -       | -       | 組<br>3 | 人<br>(3)<br>8              | 委託            | 人<br>1  | 人<br>32          |      |
| 中島保育園    | 昭和30年4月30日  | 1,761.00                          | 鉄筋コンクリート・鉄骨造<br>797.73                       | (27)<br>90            | (4)<br>38  | (2)<br>37 | (6)<br>75  | 人<br>18  | 人<br>11 | 人<br>19 | 人<br>11 | 人<br>13 | 人<br>3  | 組<br>5 | 人<br>(11)<br>20            | 委託            | 人<br>7  | 人<br>70          |      |
| 竈屋保育園    | 昭和31年12月10日 | 2,908.69                          | 鉄筋コンクリート造<br>795.42                          | (21)<br>90            | (4)<br>34  | (1)<br>27 | (5)<br>61  | 人<br>16  | 人<br>15 | 人<br>11 | 人<br>8  | 人<br>6  | 人<br>5  | 組<br>4 | 人<br>(7)<br>14             | 人<br>(1)<br>3 | 人<br>5  | 人<br>54          |      |
| 朝日西保育園   | 昭和34年5月1日   | 2,972.00                          | 鉄筋コンクリート造<br>933.88                          | ( )<br>60             | (2)<br>18  | ( )<br>21 | (2)<br>39  | 人<br>13  | 人<br>8  | 人<br>18 | -       | -       | -       | 組<br>2 | 人<br>(3)<br>7              | 委託            | 人<br>2  | 人<br>39          |      |
| 門間保育園    | 昭和29年8月23日  | 2,641.06<br>(361.84)              | 木造<br>867.10                                 | (38)<br>140           | (3)<br>61  | (1)<br>66 | (4)<br>127 | 人<br>28  | 人<br>30 | 人<br>31 | 人<br>19 | 人<br>16 | 人<br>3  | 組<br>5 | 人<br>(11)<br>23            | 委託            | 人<br>10 | 人<br>127         |      |
| 玉ノ井保育園   | 昭和45年4月1日   | 2,735.50                          | 木造<br>830.21                                 | (32)<br>130           | (2)<br>52  | (1)<br>55 | (3)<br>107 | 人<br>27  | 人<br>31 | 人<br>17 | 人<br>12 | 人<br>16 | 人<br>4  | 組<br>5 | 人<br>(8)<br>19             | 委託            | 人<br>9  | 人<br>103         |      |
| 里小牧保育園   | 昭和32年4月1日   | 4,468.00                          | 木造・鉄骨造<br>1,313.27                           | ( )<br>70             | (3)<br>23  | (2)<br>29 | (5)<br>52  | 人<br>17  | 人<br>16 | 人<br>19 | -       | -       | -       | 組<br>3 | 人<br>(4)<br>9              | 委託            | 人<br>2  | 人<br>52          |      |
| 黒田西保育園   | 昭和23年4月1日   | 3,506.03                          | 木造<br>913.23                                 | (51)<br>100           | (6)<br>43  | ( )<br>45 | (6)<br>88  | 人<br>10  | 人<br>12 | 人<br>19 | 人<br>16 | 人<br>17 | 人<br>14 | 組<br>4 | 人<br>(14)<br>22            | 委託            | 人<br>12 | 人<br>68          |      |

※児童福祉施設最低基準 保育士数 乳児(0歳児) おおむね 3人に1人以上  
 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね 6人に1人以上  
 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね 20人に1人以上  
 満4歳以上の幼児 おおむね 30人に1人以上

